

婚外子の法定相続分についての最高裁決定を受けての会長声明

2013（平成25）年9月10日
東京司法書士会
会長 清家 亮三

2013（平成25）年9月4日、最高裁判所大法廷は、婚外子の法定相続分を婚内子の2分の1とする民法第900条4号ただし書前段の規定（以下、「本件規定」という）について、「個人の尊厳と法の下での平等を定める憲法に照らして」検討し、遅くとも本件相続開始時である平成13年7月当時において、「憲法14条1項に違反していたものというべきである」とする決定（以下、「本決定」という）を14人の裁判官の全員一致により行った。当会は子を個人として尊重し、その権利を保障する観点から本決定を高く評価するものである。

国会及び政府は、このような違憲決定が出たのであるから、これを真摯に受け止め、直ちに本件規定の改正を行うべきである。また、改正に際しては、「嫡出」という用語には「正統」という意味が込められているのであるから、現在使用されている「嫡出でない子」との差別的な用語は使用するべきではない。この用語は、本件規定のみならず、例えば出生届書の記載事項を定めた戸籍法第49条2項1号においても使用されており、この用語を使用する他の法令についても併せて改正するべきである。

ところで、本決定は、本件規定につき、遅くとも本件相続開始時において違憲であり、それ以降は無効であるとしたが、法的安定性の確保との調和を図り、既に解決したものを覆すものではないとした。しかし、関係者間の法律関係が確定的になっていない事案であれば、「本件規定の適用を排除した上で法律関係を確定的なものとするのが相当」とであると判示した。

そうすると、今後、法改正がなされるまでの間においても婚外子を含む相続人から申請される法定相続分による相続登記はもちろん、一部の相続人がする保存行為による相続登記、さらには債権者代位による法定相続分による相続登記などにおいても、婚外子の相続分について本件規定の適用を排除した上での登記が実行されるべきであるとも考えられるが、不動産登記における登記官の審査権限は「形式的審査」とされることからすれば、このような対応がとれるか疑問もあるところである。

したがって、法務省において早急に明確な判断基準を示し、婚外子を含む相

続人やその債権者に不利益が生じることのないよう配慮すべきである。

司法書士は、市民に身近な法律家としてこれまでも相続や遺産分割などの登記、裁判書類作成業務を通して市民の財産や権利を擁護する取り組みを行ってきた。私たちは、本決定を受けてこれらの実務に混乱が起きることのないよう関係諸団体とも協議や検討を重ね、婚外子の個人の尊厳と権利が保障され、安心して手続きが進められるよう引き続き努力する決意を重ねて表明するものである。